

## アルバイト労働組合(以下、アルバ労組) 1年の活動報告および課題

アルバ労組 組織チーム ハ・ユンジョン

### 1. はじめに: アルバイトとはどんな雇用なのか。

本来、アルバイトという言葉は、ドイツ語で「仕事、労働」を意味する単語だ。韓国ではアルバイトという言葉が「何らかの」副業を包括する言葉であるように使われており、さらにこの言葉が長すぎるため「アルバ」と縮めて呼ばれている。アルバ労組でも、最初にアルバイトをどのように定義すべきか、私たちの労組の加入対象は誰なのかについて深刻に討論したことがある。その討論の結果として、初めて労組規約を制定した当時、アルバ労組に加入できる対象を次のように定めた。

第 6 条[構成] 組合は臨時職/契約職/時間制など社会的にアルバイトと呼ばれる労働をしている人、あるいは関連の求職者のうち組合に加入した者によって構成する。ただし、「労働組合および労働関係調整法」第 2 条に規定された使用者は除く。

以後、偶然の機会を通じて、司法研修院(韓国の法曹人/弁護士/検事/判事を養成する機関)の構内食堂に分会が組織されて、この人たちをアルバイトと見ることができるのか、加入対象なのかどうか等の議論が進められ、当時の規約を下記のように改正した。

第 6 条[構成] 組合はすべての労働者のうち組合の趣旨を支持して本規約に同意して加入した者によって構成する。ただし、「労働組合および労働関係調整法」第 2 条に規定された使用者は除く。

今では、すべての労働者、求職者はアルバ労組に加入することができる。それではいったい、韓国においてアルバイトとはどんな雇用であり、アルバ労組にはどんな人が集まっているのだろうか?

韓国においてアルバイトを多く使っている代表的な職場は、コンビニエンスストア、カフェ、ファーストフード店などだ。コンビニエンスストアは店主以外の人ほとんどがアルバイトだと見るのが正しく、カフェやファーストフード店のような場合は店主とマネージャーを除いた勤労者のほとんどがアルバイトだ。韓国では最初、アルバイトというものは、時間制雇用が大部分であっただろう。一日に 8 時間未満、仕事をする人々だ。ところが今は、必ずしも時間制雇用だと規定することも難しいのが現状で、コンビニの夜間アルバイトのような場合には一日に 10 時間、12 時間ずつ仕事をしている。パートタイマーだと見るには、一日の所定勤労時間である 8 時間を超過している労働者なのだ(所

定勤労時間である8時間は、韓国の勤労基準法上、5人以上の事業所に摘要される。5人未満の事業所の場合は所定勤労時間が適用されない。ほとんどの場合、このように長時間の仕事をする人々は、5人未満の事業所に勤め、長時間労働をして、最低賃金に準ずる賃金を一ソウル/首都圏を除いた残りの地域では最低賃金さえも守られない賃金をもらって仕事をしている。そしてアルバイトは法が守られない雇用だ。これは勤労基準法がおおむね守られていないことを意味する。実際に労働相談をしながら法で保障された労働者の権利について話をすると、最も多く受ける質問が「アルバイトでも可能なのか?」という質問だ。仕事を始める前に勤労日、時間、賃金などを確認する勤労契約書を作成しなくてはならないが、それを見せてもらってもできていないアルバイトが多い。週15時間以上労働する労働者には週1日の有給休日が保障され、5人以上の事業所に勤務する場合、夜間勤務時(p.m.10:00～a.m.6:00)には1.5倍の加算手当を受け取ることができるが、大企業フランチャイズが直営で運営する場合でなければ、これらを期待することはできない。4時間につき30分の無給の休憩時間が保障されなければならないが、これさえも保障されない雇用がアルバイト雇用だ。このように見れば、アルバイトというものは「低賃金で/長時間で/勤労基準法が守られない」雇用だと整理することができるだろう。

実は、自分がしている仕事「アルバイト」だと考えればアルバイトになるのが韓国のアルバイト雇用だ。働く場所がコンビニ、カフェ、事務所、どこであろうとだ。韓国ではアルバイトをしている人々をよく「アルバイト生」と呼ぶが、これはアルバイト学生を意味する言葉だ。実際は、以前は夏休みなど学校の長期休暇期間をむかえて授業料や生活費を稼ぐ大学生、青年たちが主にしている仕事だった。だが、この頃は青少年から老年まで皆がアルバイトをしている時代になった。それでアルバ労組は、アルバイト生でなくアルバイト労働者なのだという意味で「アルバ労働者」という言葉を意識的に使っている。

## 2. アルバ労組: 1年の活動

### 1) アルバ労組の現況

- 設立: 2013年8月6日設立、雇用労働部から法内労組として設立申告証を受ける。
- 組合員数: 300人(2014年6月9日基準)
- 委員長と事務局長を含む合計9人の常勤執行部がある。  
釜山(プサン)地域の1個の支部と、○個の分会がある。大邱(テグ)、蔚山(ウルサン)、光州(クァンジュ)など、地域でアルバ労組支部を準備しているところだ。

### 2) 主要活動

## - アルバ労組の設立

韓国でのアルバ労組運動は、2013年1月2日に結成されたアルバ連帯から始まった。アルバ連帯は、韓国の非正規・不安定雇用労働者を組織するという目標で、最低賃金1万ウォンを主要な要求に定めた。2013年上半期に、最低賃金1万ウォン問題と大企業フランチャイズを攻撃する活動によって、アルバ連帯は社会的によく知られるようになった。そのような流れの中で、実際にアルバイト労働者が加入できて、彼らの権利を拡大できる組織として労働組合が必要だという結論に至り、アルバ労組が設立された。現在のアルバ連帯は後援会員の組織で、アルバ労組は憲法で保障された労働3権を持つ法内労働組合であり、アルバ労組の現在の組合員は300人だ。

## - 最低賃金1万ウォン、そして最低賃金運動

アルバイトの立場において最低賃金は大変重要な問題であり、最低賃金1万ウォン運動を継続している。2013年に続き2014年にもアルバ連帯の来年度最低賃金要求案は1万ウォンだ。今年は6月28日までに来年度の最低賃金を決めなくてはならず、韓国の二大労総は今年の要求案を6,700ウォンに決めた。アルバ労組は昨年の最低賃金運動の成果を継続すると同時に、民主労総など、諸政党・諸団体と共に最低賃金連帯などの連帯組織で活動し最低賃金運動に活力を吹き込むために共に活動している。

## - アルバ労組 第1次総会

11月のチョン・テイル烈士の命日をむかえ、韓国では毎年、全国労働者大会が開かれる。アルバ労組は全国労働者大会に合わせてアルバ労組第1次総会を開催し、第1次総会で第1期委員長/副委員長および事務局長を選出した。現在、アルバ労組委員長はク・ギョヒョン、副委員長はキム・ユンヨン、事務局長はイ・ヘジョンだ。

## - 団体協約締結

アルバ労組がスタートしてから、合計2回の団体協約の締結があった。最初は、「レッドアイ」というフランチャイズ企業と結んだものだ。アルバ労組の組合員がレッドアイ加盟店で仕事をしていた、週休手当、ならびに休憩時間を要求したという理由で不当解雇にあった。これを契機にアルバ労組は、初めて団体協約を締結することになった。アルバイト労働者が団体協約を結んだという点で大きな意義があったが、それ以後、団体協約内容がきちんと守られなかった点、団体協約締結以後、レッドアイ直営店および加盟店で組合員を大々的に組織しきれなかったという点、結局離職した組合員が契約期間満了(事実上の解雇)を理由に仕事を辞めることにな

った点は反省点として残った。

#### -「アルバイトの愉快的反乱」の出版

昨年、アルバ連帯のスポークスマンであったクォン・ムンソク が突然亡くなった。彼はアルバイト労働者の本を企画していたが、彼の後輩でありアルバ労組の活動家であるパク・ジョンフンが彼の意志をついで「アルバイトの愉快的反乱」という本を出版した。この本には、最低賃金 1 万ウォン運動についての内容と、この間アルバ連帯/アルバ労組が出会ったアルバイトたちの生々しい体験談、アルバ労組の活動がよく整理されている。

#### -定期的な商店街でのモニタリング、およびイシュー・ファイティング(争点化)

ソウルの最大の繁華街の中の一つである弘大(ホンデ) 一帯での定期的なモニタリングにより、アルバイト労働者との出会いを作っている。そしてアルバ労組を通じて情報提供されたアルバイトに対する酷い不当待遇などに対しては、記者会見(マスコミを呼び寄せての抗議行動)などの活動により世の中に暴露して、定期的にマスコミなどに寄稿することを通じてアルバイトの劣悪な現実を知らせ続けている。

### 3. アルバ労組の今後の活動方向および課題

#### -イシュー・ファイティング(争点化) 中心の活動から「組織化」中心の活動へと転換

アルバ連帯/アルバ労組が社会的注目を浴びたのには、「アルバイト」たちの最初の組織された運動として登場したということもあったが、積極的なマスコミ対応の功労が大きかった。実際にアルバ労組は、アルバイト現場で起きている、呆れかえるような事例を記者会見やマスコミ寄稿などの活動等を通して積極的に知らせていった。韓国のポータルサイトのメイン画面でしばしば紹介され、紹介された分だけアルバ労組に助けを求めるアルバイトも増え、アルバ労組の組合員数も増えた。それに比べて、アルバ労組組合員を組織することには多くの力を注ぐことができなかった。これに対する反省的な総括がおこなわれ、今年 6 月からはアルバ労組執行部内に「組織チーム」を構成して、組織事業に力を注ぐ方向に進んでいる。ソウル首都圏を中心にした大々的なアルバ労組組合員との出会いを通じてアルバ労組組合員の基本的な個人データを把握し、組合員たちと共に担うことができる事業を積極的に提案する活動を計画中だ。

#### -組合員の共通性の確保

既存の伝統的な労働運動とは違い、アルバイトは大規模事業所に集中しておらず、コンビニ、カフェなど小規模事業所に個別的に分散している。このようなアルバイトの特性上、「アルバイト」だということ以外には、区分できる共通性がない。そして、アルバイトという雇用の特性上、一つの事業所で長く仕事をせず、あちこち転々として、就職と離職を繰り返すことが多い。このような現実において、アルバ労組組合員の共通性をどのように確保することができるのかについての悩みが存在しており、これについての試みとして「相談」というものを考えた。アルバ労組組合員になれば、最小限の勤労基準法を勉強して、自身の周辺にいる同僚、あるいは他のアルバイトの勤労条件について相談に乗ることができ、これを通じてアルバ労組を紹介できるのではないかと考え、「相談メンター(注:メンターは助言者、指導者、よい先輩の意味)」事業を企画/推進中だ。

#### -地域労組への指向

アルバイトを雇用する所が小規模事業所であるということ、そして顧客対応などのサービス業に集中しているという点、一つの事業所で長く仕事をせず事業所が頻繁に変わり、する仕事の種類も頻繁に変わるという点などを考慮して、職種別労組よりは商店街密集地域を中心に地域労組を組織する方向を模索している。ソウルの弘大(ホンデ)や明洞(ミョンドン)など商店街密集地域を中心にアルバイト労働者を組織し、その地域の商人会などと団体交渉を進めて、締結された協約がその一帯で仕事をするアルバイト労働者に適用されることができるモデルを考えている。